国籍喪失した子の戸籍への記載く法務省>

【質問事項】

- 1. 昨年の省庁交渉で、当方から「国籍喪失し戸籍に記載されていない婚内子の存在を、日本の法制度の中で知るには、どのような方法があるのか。」と質問したのに対して、法務省民事局担当者は、「今すぐに回答することは難しい。」と応答され、持ち帰り検討いただくことになりました。その後、法務省民事局から、以下の通り「問い」と「回答」をいただきました。
- (問) 国籍法12条により日本国籍を喪失したことにより、当該嫡出子が日本国籍者である親の戸籍に記載されていない場合、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法はあるか、あるとすればそれはどのような方法か?
- (答) 国籍法第 12 条の規定により日本国籍を喪失した者の身分関係の確認方法については、当該者の国籍を有する国において検討されるべき事項であり、民事局としてお答えする立場にない。

しかしながら、当方は日本の法制度上、戸籍に記載されない婚内子の存在を知る方法の有無及びその具体的内容についての説明を求めたものであり、上記の回答は質問に対応していません。

そこで、改めて以下の点について質問をいたします。

- (問) 国籍法 12 条により日本国籍を喪失したことにより、当該婚内子が日本国籍者である親の戸籍に記載されていない場合、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法はないと考えるが、そのような理解でよいか?もし、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法があるならば、それはどのような方法か、法条を示して具体的に摘示されたい。
- 2. 日本国籍者の婚内子が戸籍に記載されないことにより、相続の際に当該婚内子が相続手続きから事実上排除される、又は遺産分割等終了後に当該婚内子が現れることによって遺産分割が覆されるという不利益や不都合が生じることは、法務省民事局においても理解されているものと考えます。そこで、そのことを前提に以下の点を質問します。
- (問)日本国籍者の婚内子が戸籍に記載されないことにより、相続の際に当該婚内子が相続手続きから事実上排除される、又は遺産分割等終了後に当該婚内子が現れることによって遺産分割が覆されるという不利益や不都合を当事者に甘受させてまで、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した婚内子を戸籍に記載させないことにより守るべき公的利益が存在するのか?存在するのであればそれはどのような公的利益なのか、具体的に説明されたい。

また上記の当事者の不利益や不都合を上回る公的利益が存在しないのであれば、それにもかかわらず、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した婚内子を戸籍に記載するべきでないとする理由を具体的に説明されたい。

戸籍法上の外国国籍者の名前の表記<法務省>

【質問事項】

- 1 「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(昭和五十九年十一月一日法務省民二第五五〇〇号民事局長通達)」を改訂して、戸籍に記載されている外国国籍者の氏名の表記について、カタカナ表記に加えてアルファベット表記を併記するとすることは、立法技術的には可能でしょうか。
- 2 上記1が不可能又は困難である場合、それはどういう理由によるのか、具体的にご説明ください。
- 3 立法技術以外の点で、上記のアルファベット併記が不可能又は困難と考えられる事情は 何かあるでしょうか。
- 4 現実に発生している具体的な事例を挙げて質問します。日本国籍者の戸籍に配偶者として「オットーハン オミクティン マリフィクリスティーヌ (フィリピン国籍 19〇〇年〇月〇日生)」と記載された戸籍が存在します。この場合、この人物の氏名のアルファベット表記はどのように確認することができるでしょうか。また、当該日本国籍者とこの外国国籍の配偶者の間に、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した嫡出子がいるか否かは、どのように調査し確認することができるでしょうか。

認知無効により日本国籍を喪失した子の保護に関する通達とその運用について <法務省>

【質問事項】

- 1. 「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について(令和5年9月1日付法務省民一第2075号民事局民事第1課長通達)」の運用について
- (1) 上記通達第5記載の、子の本籍地の市町村長と地方入管との「子の戸籍の消除日及び地方入管における退去強制手続の完了日等についての調整」とは、具体的には、子の戸籍の消除日と子に対する在留特別許可の日を同日若しくは可能な限り近接させることを目的として行うものである、という理解でよいか。
- (2) 地方入管は戸籍が消除されない限り当該子について退去強制手続を開始することができない、という現行の運用を前提として、上記の目的のために、子の本籍地の市区町村長と地方入管とは、具体的にどのような調整を行うことが予定されているのか。
- (3) 又は、戸籍が消除されない限り当該子について退去強制手続を開始することができない、という地方入管の現行の運用が改められるものであるのか。
- (4) 国籍法3条3項により遡って日本国籍を有しないとされた子が在留特別許可を得るためには真実の父親の認知を得る(など在留を特別に許可すべき新たな事情が生じる)必要があり、そのために一定の期間(時には長期間)を要する場合、通達第5の「戸籍の消除日及び地方入管における退去強制手続の完了日等についての調整」は具体的にどのように行

うのか。また、その他に「子について在留資格がない期間や戸籍に記載されていない期間を可能な限り短縮する」(柱書第3段落)ために具体的にどのような方策を予定されているのか。

- 2. 認知無効とならないが認知が事実に反する場合の取扱いについて
- (1) 国籍法3条3項は、民法786条との関係で、認知無効とはならないが認知が事実に反する、という場合にも日本国籍は取得しないとしており、すでに国籍取得届をしたものについても遡って日本国籍がなかったものとする。このような「認知無効とはならないが認知が事実に反する」という場合も、通達の「認知無効が判明した」場合に該当するとして、通達の適用対象となるのか。
- (2) 上記(1)の回答が「適用対象である」である場合、行政機関(子の本籍地の市区町村長、 所轄法務局、又は地方入管など)が当該子の認知が事実に反することを知る機会として、具 体的にどのような場面が想定されているのか。
- (3) 認知無効とはならないが認知が事実に反する場合、子は有効な認知により「日本人の子」の身分を有するが、そのことを根拠として在留特別許可により「日本人の配偶者等」の在留資格が得られるのか。なお、上記の通り認知無効とはならないため、当該子は真実の父から改めて認知を得ることができない。
- 3. 「認知が事実に反する場合」以外の事情により子が日本国籍を失う場合の取扱いについて
- (1) 例えば「推定されない嫡出子」について日本人父との親子関係不存在確認の判決が確定した場合など、「認知が事実に反する場合」以外の事情により子が遡って日本国籍を取得していなかったことになり、「認知が事実に反する場合」の子の法的地位ときわめて類似した立場におかれる事案があるが、このような事案に上記通達は適用されるのか。
- (2) 上記(1)について「適用されない」との回答である場合、上記⑦のような子の利益保護のために具体的にどのような方策が予定されているのか。
- (3) 上記(2)について、もし何も方策を採ることが予定されていない場合、「認知が事実に反する場合」と上記⑦の場合とで、取扱いに差異を求める合理的な根拠とは何か。